

「先端設備導入計画」のご案内

～中小企業への設備投資・賃上げへの支援に繋がる施策～

～中小企業への設備投資・賃上げへの支援に繋がる施策～



先端設備等導入計画で固定資産税の特例や信用保証料の軽減が受けられる制度があります

✓ 対象者

- 中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市町村の「導入促進基本計画」等に基づき認定を受けた者
 - 一定期間内：3～5年間（各市町村により異なる）
 - 労働生産性を一定程度向上：年平均3%以上（基準年度末比）
 - 機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア、建物附属設備（詳細は各市町村により異なる）
 - 申請先：各市町村

✓ 支援内容

- 認定を受けた固定資産税の軽減措置
 - 3年間、本来の固定資産税の金額から1/2に軽減！
 - 申請時に賃上げを宣言することで、軽減期間と軽減率が更に有利に！
- 保証協会の追加保証の特例が受けられることも
- 先端設備等導入計画の作成と市町村の認定が補助金の条件になっていることも！

**設備の導入前の
認定が必要です**

✓ 流れ



お問合せは
お気軽に

サンゴーコンサルティング合同会社 (担当：渡辺)

〒112-0002 東京都文京区小石川1-17-1-A503 TEL&FAX:03-3814-8738

<https://35consulting.info/> Email:support@35consulting.info